

65歳以上の
方の

介護保険料

介護保険料は前年の所得などに応じて個人ごとに決まります。介護保険制度は支え合いの制度であり、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスが利用できるよう保険料の納付をお願いします。

普通徴収（窓口納付）の納期

次に該当する方は、銀行などの窓口または口座振替で保険料を納付します。

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・年の途中で65歳を迎えた方
- ・転入された方



4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期

特別徴収（年金天引き）の納期

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
平成25年2月の年金から特別徴収された方は、原則として同じ額を仮徴収します。			今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた額を特別徴収します。仮徴収額のみで納めすぎになる場合には、過納金を還付します。		

介護保険料段階一覧表

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	25,200円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	25,200円
特例第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	32,760円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える方	37,800円
特例第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	45,360円
第4段階 (基準額)	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える方	50,400円
第5段階	本人が住民税を課税されており、前年の合計所得金額が190万円未満の方	63,000円
第6段階	本人が住民税を課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上の方	75,600円

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233